

発議案第 8 号

「働き方改革」関連法案の提出を辞めるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 30 年 3 月 2 日

八千代市議会議長 西 村 幸 吉 様

提出者	八千代市議会議員	植 田 進
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	堀 口 明 子
	同	三 田 登

## 提案理由

国に対し、「働き方改革」関連法案の提出を辞めるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 「働き方改革」関連法案の提出を辞めるよう求める意見書

昨年の臨時国会に提出を予定していた「働き方改革」関連法案は、安倍内閣の諸事情により見送りとなったが、経済界の強い要望もあり、本年の通常国会での成立を目指すとされている。

この法案はこれまでも、労働団体や弁護士団体、多くの市民団体から疑問や厳しい批判が出されていたものである。何より、日本の労働者を保護してきた労働基準法など、各種の労働者保護法の理念や政策が変わる重要な法案を8本一括して改正するものであり、国会審議の軽視と言わなければならない。

「働き方改革」関連法案の中心には「労働生産性の向上」がある。生産性向上において、長時間労働と低賃金、人員削減は常套手段である。資本主義の歴史の中では、長時間労働による健康被害や過労死、低賃金による生活苦で家族を守れない事態にならないよう、社会の安定を促す労働者保護法等が設けられてきたのである。世界的に、国の労働・雇用政策は、政・労・使の協議を通じて、同等の立場で策定するルールが確立されてきている。

しかし、今、政府が提案しようとしている「働き方改革」関連法案は、「残業の上限規制」と言いながら、過労死ラインの残業時間を容認し、残業代ゼロの「高度プロフェッショナル制度」や「裁量労働の拡大」が盛り込まれている。

また、「同一労働同一賃金」で「正規と非正規の格差をなくす」と言いながら、賃金は「職務内容や成果など」により企業が判断できる内容とも言われており、これでは、「同一労働同一賃金」とは名ばかりで、国民の願いに背くことになるのは明らかである。

さらに、「裁量労働者の方が一般労働者よりも残業時間が少ない」とする誤ったデータを根拠に、法案を国会に提出することは許されない。

労働者保護より「生産性向上」を優先し、歴史を逆行させるような「働き方改革」を認めることはできない。誰もが「8時間働けば普通に暮らせる社会」への改革こそが必要なのである。

よって、本市議会は国に対し、「働き方改革」関連法案の提出を辞めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様